

「安保法制の憲法違反の証明等について」

参議院議員 小西洋之
(憲法審査会幹事、安保法制
特別委員会委員)

第2章 戦争の放棄

第9条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

※「憲法第九条の文言は、我が国として国際関係において実力の行使を行うことを一切禁じているように見える」(平成16年政府答弁書、7.1閣議決定等)という文理としての解釈

憲法13条

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

※憲法の目的そのものを定めた最重要の条文

憲法9条

「武力の行使を一切禁じているように見える」という解釈

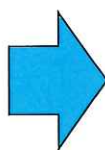


憲法13条

「国民の生命、自由及び幸福追求権を国家が守る責務を有する」という解釈

前文

日本国民も戦争の惨禍から免れて生存する「平和的生存権」を有するという解釈

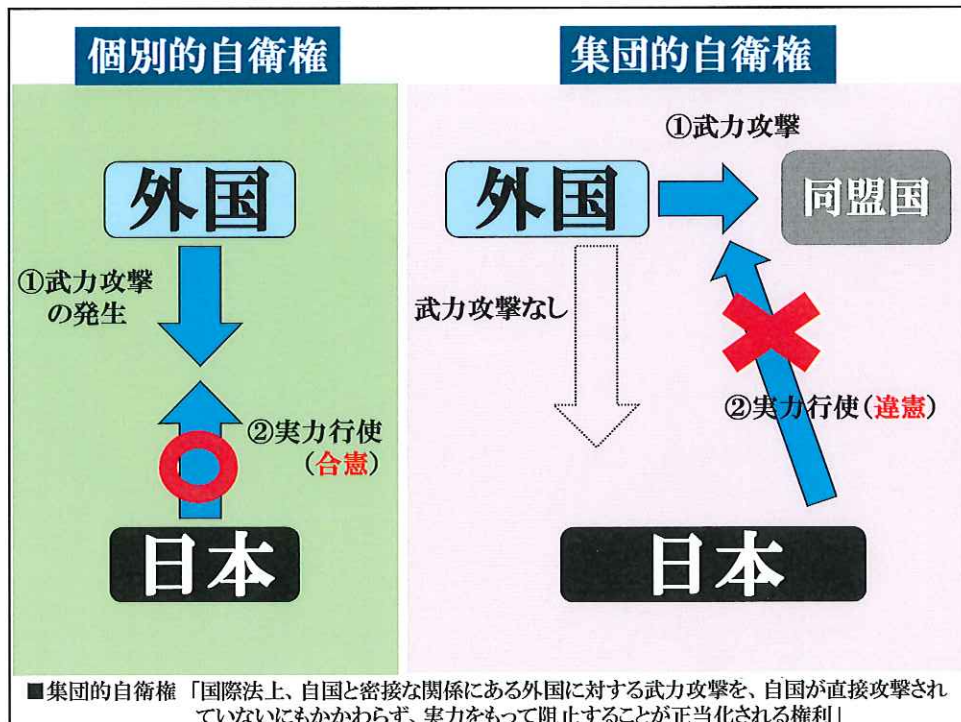


個別的自衛権 < 戦力 (9条2項)

我が国に対する武力攻撃が発生した場合に、やむを得ず、国民の生命等を守るため、必要最小限度の武力行使を行うことまでは憲法は禁じていないと解釈

自衛権行使の旧3要件

- ① 我が国に対する急迫不正の武力攻撃の発生
- ② 他の適当な手段がない
- ③ 実力行使の程度が必要最小限度



■政府の憲法解釈変更に関する政府答弁書（平成16年6月18日答弁第一一四号）

○質問二（二）

例えば我が国が攻撃されてはいないが、同盟国の軍隊が我が国領域外のこれに接着した水域で攻撃され、同盟国に対する武力行使と評価しうる場合に、同国を防衛しなければその直後には我が国への武力行使が確実と見込まれるようなとき、すなわち個別的自衛権に接着しているものともいえる形態の集団的自衛権に限って、その行使を認めるというような場合を限局して集団的自衛権の行使を認めるという解釈をとることはできないか。このような解釈を含め、集団的自衛権に関する憲法解釈について政府として変更の余地は一切ないのか。

○答弁「二について」

憲法第九条の文言は、我が国として国際関係において実力の行使を行うことを一切禁じているように見えるが、政府としては、憲法前文で確認している日本国民の平和的生存権や憲法第十三条が生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利を国政上尊重すべきこととしている趣旨を踏まえて考えると、憲法第九条は、外部からの武力攻撃によって国民の生命や身体が危険にさらされるような場合にこれを排除するために必要最小限度の範囲で実力を行使することまでは禁じていないと解している。

これに対し、集団的自衛権とは、国際法上、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止することが正当化される権利と解されており、これは、我が国に対する武力攻撃に対処するものではなく、他国に加えられた武力攻撃を実力をもって阻止することを内容とするものであるので、国民の生命等が危険に直面している状況下で実力を行使する場合とは異なり、憲法の中に我が国として実力を行使することが許されるとする根拠を見だし難く、政府としては、その行使は憲法上許されないと解してきたところである。

お尋ねのような事案については、法理としては、仮に、個別具体の事実関係において、お尋ねの「同盟国の軍隊」に対する攻撃が我が国に対する組織的、計画的な武力の行使に当たると認められるならば、いわゆる自衛権発動の三要件を満たす限りにおいて、我が国として自衛権を発動し、我が国を防衛するための行為の一環として実力により当該攻撃を排除することも可能であるが、右のように認めることができない場合であれば、憲法第九条の下においては、そのような場合に我が国として実力をもって当該攻撃を排除することは許されないものとする。

【解説】「限定的な集団的自衛権行使」の合憲性を明確に否定した政府答弁である。

■第98回国会 衆議院予算委員会 昭和58年2月22日

○角田（禮）内閣法制局長官・・・仮に、全く仮に、集団的自衛権の行使を憲法上認めたいという考え方があり、それを明確にしたいということであれば、憲法改正という手段を当然とらざるを得ないと思います。したがって、そういう手段をとらない限りできないということになると思います。

○安倍国務大臣 法制局長官の述べたとおりであります。（注：外務大臣答弁）

○谷川国務大臣 法制局長官の述べたとおりでございます。（注：防衛庁長官答弁）